

以下の3問全てに解答してください。

第1問（配点割合は全体の3割）

あなたはX社の法務部員です。X社は商品甲を製造販売しています。商品甲は全国各地のホームセンターを通じて一般消費者に販売されています。X社の競争者は何社か存在しますが、このたび、物流の効率化のため、競争者のうち1社であるY社と、商品甲のホームセンターへの輸送を共同で行うことにしました。X社の社長は慎重派で真面目なので、公取委に相談して独禁法上の問題がない旨の回答を得ることを、法務部に求めています。どのような事実関係を調べ、どのような措置を用意すればよいかを、説明してください。

第2問（配点割合は全体の3割）

P社は α 市で商品乙の小売を行っています。P社は全国的に有名なブランドが付された乙を、当該ブランドをもつY社から直接仕入れて、一般消費者に販売しています。ライバルのQ社は、ノーブランドにもかかわらず、P社が販売する乙と同等の品質の乙を安く売るので、P社は悩まされています。Q社は、業界では有名な転売ルートで、乙を安く仕入れています。P社は、Y社との契約により、Y社以外から乙を仕入れることを禁じられています。

Q社が乙を1個80円で売るので、P社も対抗して1個80円で乙を売っていました。Q社は乙を1個70円で仕入れています。P社はY社から1個90円で仕入れているので赤字ですが、乙で集客して他の商品が売ればよいので事業は維持できます。そうしたところ、乙のみを売っているR社が、1個80円という安値に対抗できず、乙の売上げを大きく落としました。

α 市で乙を売っているのはP社・Q社・R社のみであり、他社が α 市に出店するのは考えにくい事情があります。乙は、商品の性質上、ネット販売はできないので、ネット販売専門の密林社その他による競争圧力もありません。

P社が乙を1個80円で売った行為を、独禁法の観点から検討してください。

第3問（配点割合は全体の4割）

別紙の企業結合計画について、問題解消措置が必要な場合の措置の内容も含め、独禁法の観点から検討してください。

以上

別紙

商品丙は、商品丁の原材料です。商品丙は、M社が自己開発した革新的技術を用いなければ製造が不可能であり、M社が特許権を押さえているため、M社だけが製造しています。M社の技術が開発され丙の製造が開始されたおかげで、一般消費者向けの丁の製造が初めて可能となり、丁が今では国民生活に欠かせない商品となった、といういきさつがあります。丁を製造するための代替原材料や代替技術は、いまだに開発されそうにありません。M社の特許権が保護期間を満了するのは、まだ遠い先です。

M社は、これまで、丁を普及させるため、A社・B社・C社の3社（以下「3社」といいます。）に丙を同じ条件で販売してきました。M社とA社、M社とB社、M社とC社、は、それぞれ、丙の取引について1年契約を結んでおり、毎年、更新を行いますが、取引条件については更新のたびに交渉が可能となっています。

3社は、丁の製造販売について、これまで活発に競争しており、ライバルが丁の改良をどのように行うかに強い関心を寄せています。3社は、丁の製造のため多額の投資を行っています。

このたび、M社が、A社の株式に係る議決権の全部を取得することを計画しました。